

件名	知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	

【改正の概要】

県の危機的な財政状況を踏まえ、人件費の縮減を図るため、減額率を据え置いたまま給与の減額措置を1年間継続する。

条例の有効期限の延長（附則改正）

この条例は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

平成22年3月31日

施行日 公布の日

【その他参考事項】

カット率の変遷

区分	カット率			
	18年度	19年度	20年度	21年度
知事	20/100	同左	25/100	同左
副知事	15/100	同左	18/100	同左
管理者 常勤の監査委員 教育長	15/100	同左	同左	同左
特定幹部（部長・局長）	8/100	6/100	同左	同左
その他管理職（課長・課長補佐）	6/100	4.5/100	同左	同左
一般職員（主任から係長まで）	4/100	3/100	同左	同左
若年層（主事）	3.5/100	2.6/100	同左	同左
管理職手当	10/100	7.5/100	同左	同左

臨時職員、非常勤職員は、給与カット対象外